

第7期介護保険事業計画の基本的考え方

1 計画の基本理念と平成37年（2025年）に向けた目標

本計画においては、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性に基づき、「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を引き続き基本理念として継承し、その実現を図るため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、計画を推進していきます。

【基本理念】

住み慣れた地域で、安心して、
心豊かに生活するために

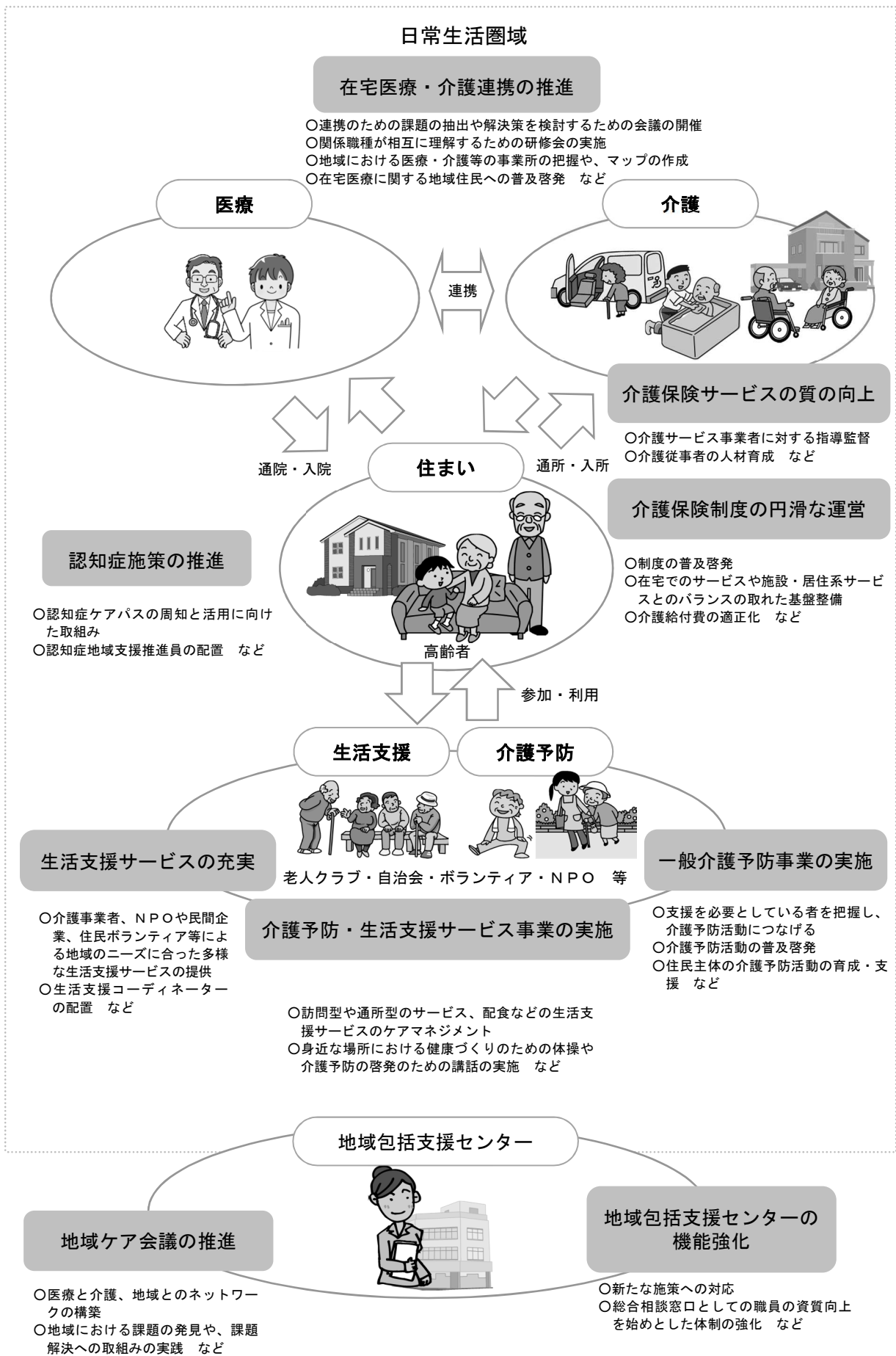
2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ

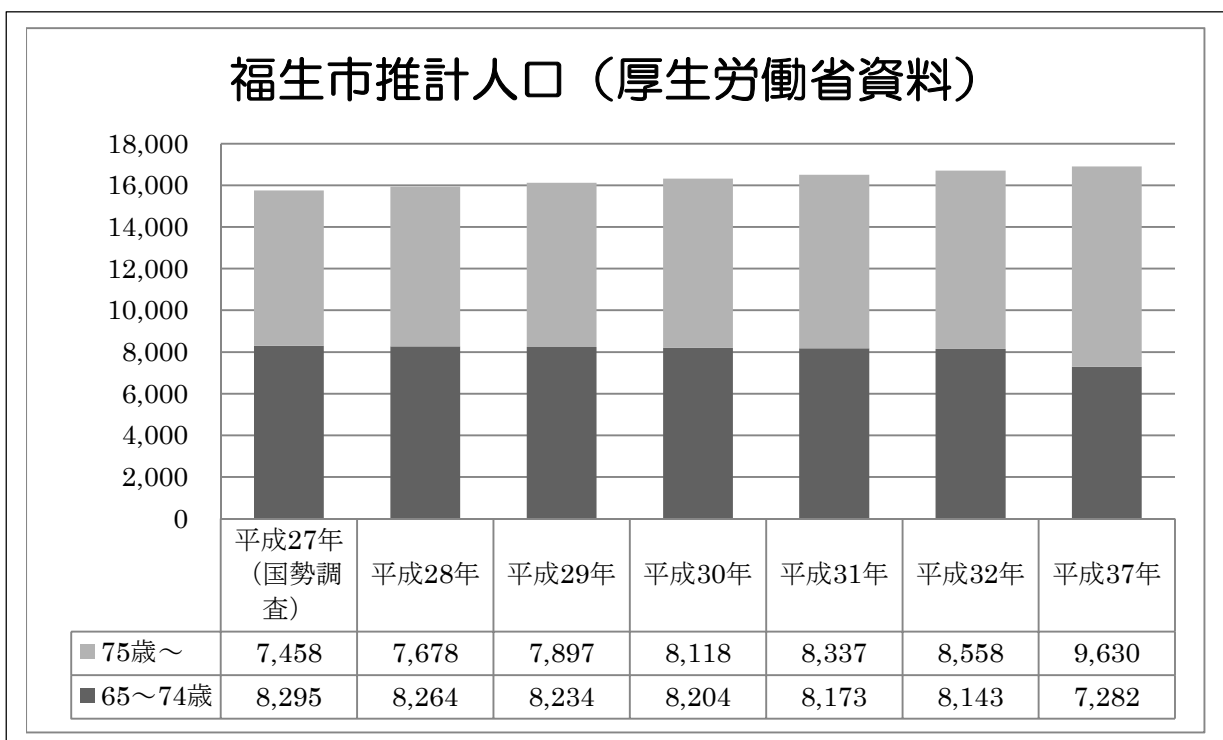


3 策定にあたっての現状

(1) 高齢者人口の推移と推計

高齢者（65歳以上）は年々増加し、平成29年4月1日現在で14,606人、高齢化率は24.9%※となっています。このまま推移した場合、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には高齢者は16,912人に増加し、高齢化率も31.8%まで上昇する予想です。また、平成30年推計人口では、75歳以上の高齢者数が75歳未満の高齢者数を上回ると予想されます。

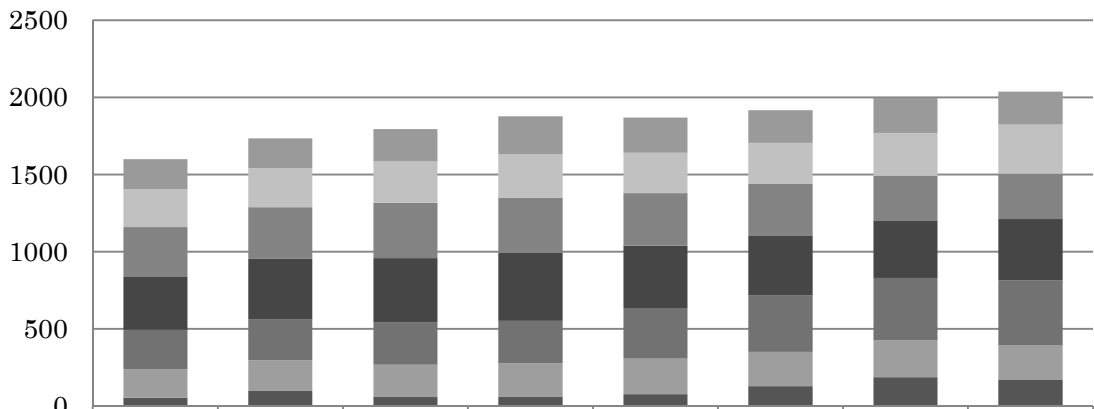
※下表は厚生労働省が平成27年の国勢調査から推計した人口で、住民基本台帳とは一致しません。



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

平成29年3月末時点の要介護・要支援認定者数は2,038人であり、平成21年度の約1.3倍に増加しています。認定率（第1号被保険者に占める認定者数の割合）はほぼ横ばいで推移しており、平成28年度では14.0%となっています。

福生市要介護・要支援認定者数



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
■ 要介護5	194	193	209	246	228	212	225	214
■ 要介護4	245	253	268	282	262	263	279	318
■ 要介護3	324	333	359	356	340	337	287	293
■ 要介護2	341	396	415	441	408	389	374	397
■ 要介護1	256	262	275	273	324	365	403	424
■ 要支援2	184	199	210	220	230	222	239	219
■ 要支援1	55	99	59	59	77	130	188	173

4 第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本指針（案）

（1）基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。都道府県及び市町村は、この基本指針に即して3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

（2）第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等と整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

5 第7期介護保険事業計画における市の取組の方向性

第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、更に具体的な取組を進める必要があることから、本市の実情を踏まえ「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年を見据え、次の事項に取り組みます。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化と推進をめざします。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されており、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行います。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、地域における医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療の一層の充実を図っていきます。

(2) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体による、地域の支え合いを通じた生活支援や見守り等のサービスの提供体制を充実します。

また、支援の担い手の発掘・養成やそのネットワーク化等を行うコーディネート機能を充実させ、支え合いの地域づくりを進めていきます。

また、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症を早期発見・診断・対応していく体制の強化など、医療・介護など地域の連携のもとで総合的な認知症施策を推進します。

(3) 市民参加と利用者の保護

介護保険制度が円滑に実施されるために、市民に信頼される、透明で開かれた事業運営を図るとともに、介護保険制度や各種サービス、相談窓口等の情報提供の充実を図り、必要な支援が必要な時に活用できるよう努めます。

また、低所得者の方の負担を軽減するために、保険料多段階設定、公費負担による保険料の軽減や、利用者負担が高額な方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などにより軽減を実施します。

(4) サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図るとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。

また、良質なサービスの提供が可能となるよう、福祉人材の育成や支援を行い、介護サービス事業者への指導検査等、サービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。